

江津高野山風力発電所譲渡契約書(案)

島根県(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)とは、停止条件付譲渡契約を次のとおり締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

(目的・譲渡日)

第2条 甲は、乙に対し、令和9年9月1日(以下「譲渡日」という。)をもって、甲が、島根県江津市敬川町 1955-1 他で実施している風力発電事業(以下「本件事業」という。)にかかる設備等(別表のとおり。 以下「本件設備等」という。)の所有権を譲渡し、併せて本件設備等に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号、以下「再生可能エネルギー法」という。)に基づく経済産業省の認定許可(設備 ID: D000318F32)の被許可人たる地位、および中国電力株式会社との電力受給契約(以下「本件事業権」という。)の契約当事者たる地位を移転する。

2 乙は、譲渡日をもって、甲が本件事業において、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付を受けた「平成 17・18・19・20 年度 地域新エネルギー導入促進対策費補助金」の補助事業者たる地位を甲から承継する。

3 甲と乙とは、手続の進行に応じて必要がある場合には、甲乙協議のうえ譲渡日を変更することができる。

(停止条件)

第3条 この契約は、乙が、本件事業に必要な事業用地に係る土地所有者との土地賃貸借契約を譲渡日までに締結しなければならない。

2 乙は、前項の契約に必要な手続き又は協議を遅滞なく行わなければならない。

3 甲は、前項の手続き又は協議に必要な書類の提出、関係機関との協議等の必要な協力を最大限行うこととする。

(譲渡価額・支払方法)

第4条 本件設備等及び本件事業権の譲渡の対価(以下、譲渡価額という。)は、金〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇円)とする。

2 乙は、前項に定める譲渡価額から次条第1項の契約保証金を除いた金〇〇〇円を、甲の発行する納入通知書により譲渡日の前日までに、甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、この契約の履行を確保するために、金〇〇円(譲渡価額の 100 分の 10 以上に相当する額)を契約保証金として甲に支払わなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

3 第1項の契約保証金は、損害賠償予定又はその一部と解釈しないものとする。

- 4 第1項の契約保証金は、乙が前条第2項に規定する金額を甲に納入したときに譲渡価額に充当するものとする。
- 5 乙が前条2項に規定する義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。
- 6 甲は、第3条に規定する停止条件が成就しない場合は、第1項の契約保証金を無利息で乙に返還する。ただし、乙の責めに帰すべき事由により第3条に規定する停止条件が成就しない場合は、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

(本件事業権)

第6条 本件事業権を次の各号のとおり定める。

- (1) 甲は、再生可能エネルギー法に基づく固定買取価格(19.65 円(税別))条件による本件事業権の正統かつ適法な権利者であり、本件事業を実施することを阻害する事由が存在しないことを保証し、本件事業の確認できる書類を乙に提示し、本件設備IDが甲から乙に円滑に権利移転されることを確約する。
- (2) 甲は、電力需給契約申込上の適法な名義人であり、甲から乙に円滑に権利移転されることを確約する。

(その他権利の抹消)

第7条 甲は乙に対し、本件事業権について、その他名目形式のいかんを問わず、乙の完全な権利の行使を阻害する一切の負担を消除するものとする。

(本件設備等の引渡し)

第8条 本件設備等の引渡時期は譲渡日とする。ただし、法令上の制限、手続上の事由により必要あるときは甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

- 2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに甲に受領書を提出するものとする。

(設備の解体撤去、原状復旧及び契約終了)

第9条 乙は、事業終了後(リプレースした場合を含む)は、乙の負担、責任において速やかに設備の撤去を行い、原状復旧した上で土地所有者へ返還すること。

- 2 乙は、本件設備の解体撤去費を乙の組織の内部において毎年度積立てを行い解体撤去の実施までに必要な費用を確実に確保すること。
- 3 本契約の有効期限は、乙が本件設備等の解体撤去および原状復旧を完了するまでとする。乙が前項の義務を履行した時点で、本契約は終了するものとする。

(善管注意義務)

第10条 甲は、本契約締結後本件設備等の引渡完了にいたるまで、善良なる管理者の注意をもって本件設備等の管理を行ない、本件設備等に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、予め乙と協議し合意のうえこれを行う。

(守秘義務)

第 11 条 乙は、本契約にあたり知り得た業務上の秘密を厳重に保持し、これらの業務上の秘密の全部ないしは一部を第三者に開示しない。

(事情変更)

第 12 条 本契約締結後本件設備等の引渡完了にいたるまでの間において、天災地変その他の不可抗力により本件設備等に重大な変動を生じた場合には、甲乙協議のうえ譲渡条件を変更することができる。

(契約不適合責任)

第 13 条 甲は乙に対し、本件設備等について契約不適合責任を一切負わないものとする。

(報告及び調査)

第 14 条 甲は、この契約の期間中及び期間の終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲と乙は、次の各号に該当する場合には本契約を解除することができる。

(1) 甲および乙は、相手方が本契約に係る債務の履行を怠ったとき、相手方に対し、書面により債務の履行を催告した上で本契約を解除することができる。

(2) 甲と乙は、互いが相手方に本契約の解除を申し出、双方が承諾した場合には書面による解約合意書を締結し、本契約を解除することができる。

2 前項第 1 号による解除の場合、甲の責めに帰すべき事由があるときは、甲は受領済の金員を無利息で遅滞なく乙に返還し、かつそれと同額の金員を乙に支払わなければならない。乙の責めに帰すべき事由があるときは、乙は支払済の金員を放棄しなければならない。

3 第 1 項第 2 号による解除の場合、甲は受領済の金員を無利息で遅滞なく乙に返還しなければならない。

(甲の解除権)

第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が契約の解除を申し出たとき。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当するとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

イ 役員等(役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)

が暴力団員であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、甲に契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を支払うものとする。

(解除権行使時の返還金等)

第 17 条 甲は、前条第1項の規定により、この契約を解除したときは、次の各号に定めるところにより処理する。

(1) 乙が支払った譲渡価額は返還する。ただし、当該返還金には利息を付けない。

(2) 第5条第1項に定める契約保証金は、返還しない。

(3) 乙がこの契約のために負担した費用は、乙の負担とする。

(4) 乙が本件設備等に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第 18 条 第 16 条第1項の規定による契約の解除により、乙に損害が生じても、乙は、甲に対して賠償を請求することができない。

2 乙は、この契約により義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第 19 条 甲は、第 16 条第1号の規定に定めるところにより譲渡価額を返還する場合において、乙が第 15 条第2項に規定する違約金、又は前条第2項に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する譲渡価額の全部又は一部と相殺する。

(法令等の規制の順守)

第 20 条 乙は、本件設備等の法令等の規制を熟知の上、本契約を締結したものであることを確認し、本件設備等を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(契約の費用)

第 21 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に規定しない事項および疑義が生じた事項については、信義に従い誠実に甲

乙協議して決定する。

(訴訟管轄)

第 23 条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 島根県松江市殿町8番地
島根県
島根県知事 丸山達也

乙

別 表

資産種別	名 称	個 称	数量	単位	備考
有形	一般マンホール	マンホール	2	基	
有形	地中電線路	地中電線管	1	式	
有形	フェンス	フェンス	1	式	
有形	地中電線路	ピット蓋	1	式	
有形	一般マンホール	マンホール内受金物	1	基	
有形	標識	サイト案内看板	1	基	
有形	標識	風車名看板	1	基	
有形	標識	お知らせ看板	1	基	
有形	風車	1号風車(ブレード、ハブ)	1	台	
有形	風車	2号風車(ブレード、ハブ)	1	台	
有形	風車	3号風車(ブレード、ハブ)	1	台	
有形	風車	4号風車(ブレード、ハブ)	1	台	
有形	風車	5号風車(ブレード、ハブ)	1	台	
有形	風車	6号風車(ブレード、ハブ)	1	台	
有形	風車	7号風車(ブレード、ハブ)	1	台	
有形	風車	8号風車(ブレード、ハブ)	1	台	
有形	風車	9号風車(ブレード、ハブ)	1	台	
有形	発電機	1号発電機(ナセル)	1	台	
有形	発電機	2号発電機(ナセル)	1	台	
有形	発電機	3号発電機(ナセル)	1	台	
有形	発電機	4号発電機(ナセル)	1	台	
有形	発電機	5号発電機(ナセル)	1	台	
有形	発電機	6号発電機(ナセル)	1	台	
有形	発電機	7号発電機(ナセル)	1	台	
有形	発電機	8号発電機(ナセル)	1	台	
有形	発電機	9号発電機(ナセル)	1	台	
有形	変圧器	連系用主要変圧器	1	台	
有形	基礎		1	式	
有形	変圧器	1号風車内変圧器	1	台	
有形	変圧器	2号風車内変圧器	1	台	
有形	変圧器	3号風車内変圧器	1	台	

有形	変圧器	4号風車内変圧器	1	台	
有形	変圧器	5号風車内変圧器	1	台	
有形	変圧器	6号風車内変圧器	1	台	
有形	変圧器	7号風車内変圧器	1	台	
有形	変圧器	8号風車内変圧器	1	台	
有形	変圧器	9号風車内変圧器	1	台	
有形	遮断器	屋外型 22KV 金属閉鎖盤	1	台	
有形	配電盤	特別高圧監視操作保護継電器盤	1	面	
有形	配電盤	計量器盤	1	面	
有形	開閉器	1号風車タワー内開閉器盤	1	式	
有形	開閉器	2号風車タワー内開閉基盤	1	式	
有形	開閉器	3号風車タワー内開閉基盤	1	式	
有形	開閉器	4号風車タワー内開閉基盤	1	式	
有形	開閉器	5号風車タワー内開閉基盤	1	式	
有形	開閉器	6号風車タワー内開閉基盤	1	式	
有形	開閉器	7号風車タワー内開閉基盤	1	式	
有形	開閉器	8号風車タワー内開閉基盤	1	式	
有形	開閉器	9号風車タワー内開閉基盤	1	式	
有形	配電盤	1号風車内低圧補機盤	1	面	
有形	配電盤	2号風車内低圧補機盤	1	面	
有形	配電盤	3号風車内低圧補機盤	1	面	
有形	配電盤	4号風車内低圧補機盤	1	面	
有形	配電盤	5号風車内低圧補機盤	1	面	
有形	配電盤	6号風車内低圧補機盤	1	面	
有形	配電盤	7号風車内低圧補機盤	1	面	
有形	配電盤	8号風車内低圧補機盤	1	面	
有形	配電盤	9号風車内低圧補機盤	1	面	
有形	受電装置	屋外型 72kV ガス絶縁開閉装置	1	式	
有形	受電装置	取引用 VCT	1	式	
有形	基礎		1	式	
有形	鉄構	引留鉄構	1	式	
有形	遠方監視制御装置	遠方監視装置パソコン	1	式	
有形	遠方監視制御装置	遠方監視装置パソコン(高野山)	1	式	
有形	監視制御装置	CDT 伝送装置	1	式	
有形	監視制御装置	SCADA サーバ	1	式	

有形	監視制御装置	転送遮断装置	1	式	
有形	監視制御装置	多重伝送装置(西部)	1	式	
有形	監視制御装置	多重伝送装置(高野山)	1	式	
有形	印字装置	プリンタ	1	台	
有形	基礎	1号タワー基礎	1	式	
有形	基礎	2号タワー基礎	1	式	
有形	基礎	3号タワー基礎	1	式	
有形	基礎	4号タワー基礎	1	式	
有形	基礎	5号タワー基礎	1	式	
有形	基礎	6号タワー基礎	1	式	
有形	基礎	7号タワー基礎	1	式	
有形	基礎	8号タワー基礎	1	式	
有形	基礎	9号タワー基礎	1	式	
有形	タワー	1号タワー	1	基	
有形	タワー	2号タワー	1	基	
有形	タワー	3号タワー	1	基	
有形	タワー	4号タワー	1	基	
有形	タワー	5号タワー	1	基	
有形	タワー	6号タワー	1	基	
有形	タワー	7号タワー	1	基	
有形	タワー	8号タワー	1	基	
有形	タワー	9号タワー	1	基	
有形	基礎	啓発表示板基礎	1	式	
有形	航空障害灯装置	航空障害灯	1	式	
有形	啓発表示装置	啓発表示盤	1	式	
有形	蓄電池	直流電源盤	1	式	
有形	避雷器	SSP システム	1	式	
有形	避雷器	誘導雷害対策装置	1	式	
有形	雑装置	灯光器	1	式	
有形	通信装置	ルーター等(西部)	1	式	
有形	通信装置	ルーター等(高野山)	1	式	
有形	通信装置	光変換器	1	式	
有形	通信装置	AC-DC コンバータ	1	式	
有形	通信装置	回線終端装置(高野山)	1	式	
有形	コンクリート柱	装柱材料	1	本	

有形	騒音計	騒音計	1	台	
有形	戸棚	スチール棚	1	個	
有形	防護柵	送電線用バリケード	1	式	
有形	通信装置	回線終端装置(西部)	1	式	
有形	監視制御装置	多重伝送装置(予備品)	1	式	
有形	遠方監視制御装置	遠方監視装置パソコン	1	台	
有形	測定器	低周波音レベル計	1	台	
有形	アースフック	アースフック	1	本	
有形	フェンス	予備ブレード保管用フェンス	1	式	
有形	濃度計	グリース鉄粉濃度計	1	台	
無形	電気通信施設利用権	HSD192 専用回線	1	式	
無形	電気通信施設利用権	電気供給施設利用権	1	式	